

# 東大阪市立総合病院の地方独立行政法人化についての Q & A

Q 1 地方独立行政法人とは何か。

A 1 地方公共団体が100%出資して設立する、地方公共団体から独立した法人であり、地域において必要な事業で民間では必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うことを目的に地方公共団体が設立する法人です。

Q 2 なぜ地方独立行政法人化するのか。

A 2 医師不足問題や医療制度改革など、病院を取り巻く環境は厳しく、また、目まぐるしく変化しております。

地方独立行政法人への移行は職員採用・予算・業務の専門性の維持向上面で決断・実行の迅速化を図れるなど、自立的・弾力的な経営を可能とするもので、これからも「市立病院」としての役割を担っていくためには法人への移行が必要と考えております。

Q 3 法人化すると「市立病院」ではなくなるのか。

A 3 これまでどおり、市立の病院であることに変わりありません。新しい法人は東大阪市が100%出資して設立いたします。また、法人が業務を運営するうえでの目標は、東大阪市が市議会の議決を得ながら決定いたします。このように、民間への譲渡と違って、東大阪市から切り離されるのではなく、これまでどおり公的な医療サービスの提供を継続してまいります。

Q 4 法人化しても市民に必要な医療は確実に実施されるのか。

A 4 法人に移行しても、「市立病院」としての役割は変わりません。公的サービスをきちんと提供する役割が、法律上位置付けられております。救急医療をはじめ、災害医療、周産期医療、高度医療など市が示す中期目標を達成するために、採算性が低くても市民にとって真に必要な医療は引き続き提供してまいります。そのために必要な財源は、市に運営費負担金として措置していただきます。

Q 5 法人化すると患者の自己負担が増えることはないか。

A 5 地方独立行政法人化によって患者さんの負担が増えることはありません。医療費の大部分は国の診療報酬によって決まります。また、個室などを利用した際の室料差額や、医師が診断書などを書いた際に必要となる文書料は、それに必要となる費用や近隣の病院との均衡などを考慮して決定するものであり、法人への移行を理由として見直すことは想定しておりません。

Q 6 法人化による市民・患者へのメリットは何か。

A 6 法人化に伴い、人事・予算・組織面での裁量が拡大し、意志決定が迅速に行われることから、これまで以上に病院独自の判断に基づき、市民・患者のニーズを的確にとらえながら、弾力的な病院運営が可能となります。その結果として、医療サービスを的確かつ効率的に提供できるようになります。